

福島県税条例

(自動車税の減免)

- 第六十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、納稅義務者の申請により、自動車税を減免する。ただし、第五号に掲げる自動車にあつては、同号に掲げる理由に相当する理由により軽自動車税の減免を受けている場合は、この限りでない。
- 一 災害により自己の所有に係る自動車に損害を受け、相当の修繕費(その損害につき保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)を要すると認められる自動車
 - 二 社会福祉法人が所有し、専らその法人の業務の用に供する自動車
 - 三 巡回診療の用に供する検診装置を備えた特種用途自動車
 - 四 へき地巡回診療の用に供する自動車(農業協同組合連合会又は国民健康保険団体連合会が所有するものに限る。)
 - 五 身体障害者等に係る次に掲げる自動車(一人の身体障害者等について、自家用のもの一台に限る。)
 - ア 身体障害者が所有する自動車で、当該身体障害者が運転するもの
 - イ 身体障害者等が所有する自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの
 - 六 社団法人福島県交通安全協会(昭和三十八年十一月二十九日に社団法人福島県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。)が所有し、専ら交通安全の指導の用に供する自動車
 - 七 学校教育法第一条に規定する幼稚園を設置する者が所有し、専ら幼児の通園の用に供する自動車
 - 八 常時介護を必要とする老人又は身体障害者の入浴の用に供する移動入浴自動車
 - 九 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者でバス運行対策事業について県の補助を受けているものが所有する一般乗用バスで規則で定めるもの
 - 十 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車
 - 十一 中古自動車販売業者(古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商であつて古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)第二条第四号に規定する自動車を取り扱うものをいう。)で規則で定めるものが第六十二条に規定する賦課期日(以下この号において「賦課期日」という。)において商品として所有し、かつ、展示している中古自動車(賦課期日において商品として所有し、修理その他やむを得ない理由により展示できない自動車を含む。)で規則で定めるもの
 - 十二 災害その他特別な事情により使用することができない期間がある自動車として知事が認める自動車

福島県税条例

- 2 前項第一号に該当する自動車に係る自動車税の減免すべき税額は、災害の発生した日の属する年度の自動車税額に次の表の上欄に掲げる当該自動車に係る修繕費の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる率を乗じて得た額に相当する額とする。

修繕費	軽減率
自動車の取得価額の十分の三以上十分の四未満	十分の三
自動車の取得価額の十分の四以上十分の五未満	十分の四
自動車の取得価額の十分の五以上	十分の五

- 3 第一項第一号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、その理由のやんだ日から六十日を経過する日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名)
- 二 自動車の種類及び用途並びに乗車定員又は最大積載量
- 三 定置場
- 四 登録番号
- 五 減免を受けようとする理由
- 六 修繕費の明細

- 4 第六十条第二項の規定は、第一項第二号から第四号までのいずれか又は第六号から第八号までのいずれかに該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、六十条第二項中「前項第三号に掲げる自動車について六十条第二項ただし書の規定によつて知事の承認を受けようとする者」とあるのは、「第六十九条第一項第二号から第四号までのいずれか又は第六号から第八号までのいずれかに該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者」と、「免除」とあるのは「減免」と読み替えるものとする。

- 5 第一項第五号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限まで(次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで)に、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙印の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際(次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出するとともに、身体障害者福祉法第十五条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とし、以下「身体障害者手帳等」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下

福島県税条例

「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第三項の規定により交付された自立支援医療受給者証(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「自立支援医療受給者証」という。)並びに道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者の運転免許証(以下「運転免許証」という。)を提示しなければならない。この場合において、当該減免を受けようとする者が前年度において第一項第五号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けた者であるときは、第四号から第六号までに掲げる事項について変更がない場合に限り、当該身体障害者手帳等、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証並びに運転免許証の提示は、必要としない。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに申請者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
 - 二 身体障害者等の住所、氏名、生年月日及び職業
 - 三 自動車を運転する者の住所、氏名及び職業並びに身体障害者等との関係
 - 四 身体障害者手帳等の番号、交付年月日、障害名及び障害の級別若しくは障害の程度、療育手帳の番号、交付年月日及び障害の程度又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害等級及び自立支援医療受給者証の受給者番号
 - 五 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
 - 六 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 6 第一項第五号に該当する自動車に係る自動車税の減免すべき税額は、当該自動車が次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該自動車に係る自動車税の額に当該申請のあつた月の翌月から同月の属する年度の三月までの月数(当該申請のあつた月が一月である場合にあつては二、当該申請のあつた月が二月である場合にあつては一)を乗じて得た額を十二(法第百五十条第一項の規定により月割をもつて課税する場合にあつては、納税義務が発生した月の翌月から同月の属する年度の三月までの月数(納税義務が発生した月が一月である場合にあつては二、納税義務が発生した月が二月である場合にあつては一))で除して得た額に相当する額とする。ただし、同条第二項の規定により月割をもつて課税するときは、当該自動車に係る自動車税の額に当該申請のあつた月の翌月から当該納税義務が消滅した月までの月数(納税義務が消滅した月が当該申請のあつた月の翌々月である場合にあつては二、納税義務が消滅した月が当該申請のあつた月の翌月である場合にあつては一)を乗じて得た額を当該納税義務の消滅した月の属する年度の四月から当該納税義務が消滅した月までの月数(納税義務が消滅した月が六月である場合にあつては三、納税義務が消滅した月が五月である場合にあつては二)で除して得た額に相当する額とする。

福島県税条例

- 一 自動車税の賦課期日以後に第一項第五号に該当することとなつた場合に係る自動車である場合
- 二 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限後に、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納付のあつた日後に減免の申請を行う場合に係る自動車である場合
- 7 第一項第九号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第一項第十号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙印の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 申請書の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名)
 - 二 自動車の種類及び用途並びに乗車定員又は最大積載量
 - 三 定置場
 - 四 登録番号
 - 五 減免を受けようとする理由
- 六 専ら身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の仕様の内容又は構造変更の内容
- 9 第一項第十一号に該当する自動車に係る自動車税の減免すべき税額は、当該自動車に係る自動車税の年額の十二分の三に相当する額とする。ただし、四月一日以後五月三十日以前において月割をもつて課する場合の減免すべき税額は、当該月割額とする。
- 10 第一項第十一号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名)
 - 二 登録番号
 - 三 年度及び税額
- 11 第一項第十二号に該当する自動車に係る自動車税の減免すべき税額は、使用できなかつた期間に応じ月割をもつて計算した額とする。
- 12 第一項第十二号に該当する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、納期限までに知事に提出しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名)
 - 二 自動車の種類及び用途並びに乗車定員又は最大積載量
 - 三 定置場
 - 四 登録番号

福島県税条例

五 減免を受けようとする理由

(昭四七条例八・全改、昭四八条例八・昭四九条例五六・昭五〇条例八・昭五〇条例三六・昭五一条例四四・昭五二条例九・昭五二条例五二・昭五三条例四七・昭五三条例六〇・昭六一条例九・昭六一条例四六・昭六二条例九・平二条例三七・平三条例四九・平五条例三七・平七条例七三・平八条例七・平九条例一〇・平九条例五九・平一一条例三五・平一二条例一九七・平一四条例九〇・平一八条例八三・平一九条例五一・平二〇条例五五・平二〇条例七〇・平二二条例三七・平二三条例八四・平二四条例四七・一部改正)